

「障害支援区分認定調査業務」に係る質問・回答について

No.	該当資料	該当項目	質問内容	回答
1	仕様書	5 業務内容 (1) 認定調査依頼書等の受理	区保健福祉課からの認定調査の依頼については、どのような頻度の予定でしょうか。	障害福祉サービスの申請時期は申請者によって異なるため、一概には言えませんが、過去実績を考慮すると、ほぼ毎日、各区役所から認定調査の依頼をさせていただくことになると思います。
2	仕様書	5 業務内容 (1) 認定調査依頼書等の受理	「①「障害支援区分認定調査依頼書」」及び「④「認定調査の事前連絡先に関する書類」」には、調査希望日・希望場所・連絡先は明記されていますでしょうか。	令和4年度の障害支援区分認定調査の委託にあたり、今後、調査対象者には、申請書等において、①訪問調査の事前連絡先及び②都合が悪い曜日等について、事前に記載していただくことを検討しております。 このため、調査の事前連絡先は明記いたしますが、調査希望日及び調査場所については、事前連絡先の方とお電話で調整していただくことを想定しております。
3	仕様書	5 業務内容 (10) 業務内容の記録、保管	記録の保存期限は何年など決まりはありますか。	保存年限に関しては、障害支援区分認定調査票等の提出日が属する年度の終了日から1年が経過するまで保存していただくこととします。 例：令和4年度実施分は、令和6年4月1日以降に破棄が可能。